

3 . 企業年金分野

企業年金（１）	厚生年金基金における規約変更の認可申請手続期間の短縮、標準処理期間の設定		
規制の現状	<p>厚生年金基金における規約変更の認可申請を提出し、認可を得るまで平均して３～４ヶ月を要する。また、厚生年金基金規約変更の標準処理期間が設定されていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 厚生年金基金における規約変更の認可申請手続に要する期間の短縮化を要望する。また、行政手続法第６条の主旨に則って、申請処理に要すべき標準的な期間（標準処理期間）を設定するよう要望する。</p> <p>さらに、一部の規約変更手続は届出制となっているが、手続の簡素化の観点から、現在認可制となっている他の規約変更事項の届出制への移行や、認可申請手続の電子化もあわせて検討することを要望する。</p> <p>（理由） 申請の際に規約の変更日を記載しているが、現状では申請内容の認可に時間がかかりすぎ、またいつ認可されるものか見通しもつかないことから、当初計画した日程で規約変更ができるか不安を抱えたまま業務を進めざるを得ない。行政運営の公正確保、透明性向上の観点から見直すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>厚生年金保険法第 115 条第 2 項、第 3 項 厚生年金基金令第 2 条 厚生年金基金則第 2 条 行政手続法第 6 条</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	地方厚生局社会保険課

企業年金（２）	厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務承継の容認【新規】		
規制の現状	<p>厚生年金基金の権利義務移転については、現状、適格年金や確定給付企業年金法に基づく基金型または規約型企業年金(以下、新年金)等他の年金制度からの移管受入れのみが可能であり、基金から他制度への移管は実施不可能となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 厚生年金基金の加算部分については、新年金への権利義務承継を可能とする。なお、代行部分を中心とする基本年金は元会社の厚生年金基金で裁定する。</p> <p>(理由) 会社分割による新会社の設立や既存会社への吸収にあたっては、労働契約承継法を適用し労働条件等を承継することが通常であるが、新会社や既存会社の人数規模等の関係で厚生年金基金を設立できないケースもあり、事業再編等に対する制約になり兼ねない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	確定給付企業年金法		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局企業年金国民年金 基金課

企業年金（３）	労働契約承継法に基づく分社時の確定拠出年金規約の分割（資産移換の非実施）の容認【新規】		
規制の現状	<p>分社等により設立された新会社が、新たに規約を策定し確定拠出年金を実施する際には、新会社への異動者について資産の移換が発生するが、現物移換が整備されていない現状では一旦資産を売却して現金化の上再度運用商品を購入することとなり、本人不利益が発生する。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 確定拠出年金において、新たに「規約の分割」の概念を設け、分社等によるケースでは、運用商品等を変更しないことを前提として資産移換を起さない、という選択肢を設けるべきである。</p> <p>（理由） 確定拠出年金の特長であるポータビリティの最大発揮の観点から必要であり、通常の規約間を跨る異動をサポートする観点から、普遍的な現物移換の早期実現を要望する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	確定拠出年金法		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局企業年金国民年金 基金課

企業年金（４）	キャッシュ・バランス制度の年金換算率（給付利率）の全面弾力化		
規制の現状	<p>新設されたキャッシュ・バランス制度は、積立段階は経済実態を反映した、国債の金利等を適用する弾力化が図られているが、給付段階は裁定額を上回る場合についてのみ、給付利率を変動させることのできる部分弾力化となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） キャッシュ・バランス制度において、積立段階と同様、労使合意に基づく規約で明定されている場合、給付段階において年金換算率を一定の客観的指標に連動することを認め、完全弾力化すること。</p> <p>（理由） 受給者にとっては、給付額の名目価値ではなく実質価値が担保されるメリットがある。また、全ての世代に渡る受給者が同じ実質価値の給付を受けられ、世代間の公平が図られる。制度運営者にとっては、過去勤務債務等が抑制され、長期に渡って年金の健全化が図られ、受給権の保全が図られる。</p> <p>税制適格年金は今後 10 年間のうちに、新年金制度へ移行が義務付けられているが、キャッシュ・バランス・プランが上記の柔軟性を持ち得れば、相当数の適格年金からの移行が実施しやすくなる。これにより、確定給付企業年金法第 1 条に掲げる「公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する」目的に貢献できるものとする。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	確定給付企業年金法施行令 第 24 条		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局企業年金国民年金 基金課

企業年金（５）	企業年金の受給者、受給権者の給付減額となる要件の緩和		
規制の現状	<p>受給者の給付減額要件のうち、「認められる理由」としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の経営の状況が悪化したこと。 ・減額しなければ、掛け金の額が大幅に上昇し、事業主が掛け金を拠出することが困難になると見込まれること。が示されている。 		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>受給者の給付減額要件に「認められる理由」として、以下に掲げる内容を加えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減額しなければ、確定給付企業年金の事業の継続が困難になること。 ・事業所の労働協約等が変更され、その変更に基づき給付設計の見直しを行なう必要があること。 <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度改定における既受給者と今後の受給者との公平性を確保していくため。 		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>厚生年金保険法 確定給付企業年金法 確定給付企業年金法施行規則（受給権者の給付減額）</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局企業年金国民年金 基金課

企業年金（６）	キャッシュ・バランス類似制度の導入【新規】		
規制の現状	<p>受給者の給付減額要件のうち、「認められる理由」としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の経営の状況が悪化したこと。 ・減額しなければ、掛け金の額が大幅に上昇し、事業主が掛け金を拠出することが困難になると見込まれること。が示されているが、これらの理由を満たしていても、給付減額となる給付利率の変更については、受給者、受給権者の3分の2以上の同意を得ることが必要である。 		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 規約に基づいて、給付利率の下限值を決めた場合には、給付減額となる場合であっても、その下限値までは、受給者・受給権者の同意なしに給付利率を変更できるようにする。</p> <p>（理由） 年金給付の実質価値の維持と経済情勢の変動に対しても頑健で柔軟な制度を構築していくが、受給権の保護にもつながる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>厚生年金保険法 確定給付企業年金法 確定給付企業年金法施行規則（受給権者の給付減額）</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局企業年金国民年金 基金課

企業年金（ 7 ）	信託銀行への投資一任業務の早期解禁の実現		
規制の現状	<p>信託銀行への投資一任業務の解禁は、平成 14 年 3 月 29 日に閣議決定された「規制改革推進 3 カ年計画（改定）」の中で、平成 14・15 年措置とされているが、特段の動きが見られない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託銀行への投資一任業務解禁の早期実現を要望する。 ・また、信託銀行へ投資一任業務が解禁された場合、投資一任業を営むこととなる信託銀行が委託者指図型投資信託の運用指図の委任を全面的に受けることが当然に可能になることなど、投資顧問業法以外の他の法律において認可投資顧問業者に認められる業務若しくは地位が、投資一任業務を営むこととなる信託銀行にも認められることとなることを確認したい。 <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託銀行は年金資産等の運用と管理を一体として担っているが、顧客から、資産運用の高度化、資産管理の集約化・一元化等を理由として、「運用」と「管理」の機能分離を求めるニーズが高い。信託各社はこのような顧客ニーズに対応するため、資産管理専門信託銀行を設立する等の施策を講じているところである。 ・この際、従来より顧客資産の運用業務を営んでいる既存の信託銀行が引続き積極的な役割を果たすためには、信託銀行本体で投資一任業務を営むことを可能にすることが必要である。 ・厚生年金基金や適格退職年金制度において、企業や厚生年金基金との契約そのものを一本化するためには、信託銀行が厚生年金基金と投資一任契約を締結できるようにする必要があり、企業年金の資産管理の効率化の観点から、投資一任業務の解禁が必要である。 		
規制の根拠となる 関係法令等	投資顧問業法(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律)		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	総務企画局市場課

企業年金（８）	企業年金の積立金（外貨建て資産）の運用に関する規制緩和【新規】		
規制の現状	<p>年金給付等積立金の運用は、当該基金による自家運用以外には、 信託会社への信託 生命保険会社への保険料の払い込み 投資顧問業者との投資一任契約であって政令で定めるものの締結に限られている</p> <p>このため、外貨建て資産に係わる為替リスクマネジメント業務（為替オーバーレイ）への他業種からの参入が事実上不可能な状況にある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 現行規制を撤廃し、異業種（商社等）が、厚生年金基金等と直接「為替オーバーレイ契約」を締結し、本業務に参入できるようにする。</p> <p>（理由） 外貨建資産の運用において、外国株式や外国債券等の原資産の運用と為替ヘッジ業務を分離して行なえば、為替リスクのマネジメントをオーバーレイ受託会社が一括して行なうことが可能となり、各運用機関が為替リスクヘッジを行なうよりも効率的な外貨建資産の運用を可能とすること。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	厚生年金保険法第 136 条の 3 厚生年金基金令第 39 条の 5、39 条の 12		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局運用指導課・企業年金国民年金基金課

企業年金（ 9 ）	確定拠出年金における中途引出し要件の緩和【新規】		
規制の現状	<p>脱退一時金を受給できる要件は、加入年数が1か月以上3年以下となっている。</p> <p>60歳未満で給付を受けられるのは、高度障害（障害給付金）、死亡（死亡一時金）の要件に限られている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>脱退一時金を受給できる要件を緩和する。</p> <p>60歳未満の加入者で、経済的困窮時には、個人別管理資産を取り崩すことを可能とする。あるいは経済的困窮時には、個人別管理資産を担保とした融資を受けられるようにする。</p> <p>（理由）</p> <p>加入年数が3年超だが、短い期間の加入員が退職した場合、現行の要件のままであると、60歳に達するまで個人型年金の運用指図者にとどまり、手数料が控除されるだけで資産が目減りするだけとなってしまう問題に対処する。</p> <p>加入員の想定を超えたりスクが発生した際に、個人別管理資産を活用することで対処可能となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>確定拠出年金法第33条</p> <p>確定拠出年金法付則第3条</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局 企業年金国民年金課

企業年金（10）	確定拠出年金の加入対象者の拡大【新規】		
規制の現状	現在、確定拠出年金の加入対象者から、専業主婦（国民年金第3号被保険者）と公務員は外されている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 確定拠出年金に、専業主婦や公務員の加入を認める。</p> <p>（理由） 確定拠出年金のポータビリティを確保し、加入者の利便性を高める。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	確定拠出年金法第2条、第9条、第62条		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局企業年金国民年金 基金課

企業年金（11）	確定拠出年金の規約変更に係る要件の緩和【新規】		
規制の現状	<p>複数事業所が共同で（例えばグループ企業間で）企業型確定拠出年金を導入した場合に、政令で定める軽微な変更を除いて、規約を変更しようとする場合、実施事業所ごとに労使合意を得なければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 複数事業所で運営する企業型確定拠出年金に関して、実施事業所ごとの労使合意が必要となる規約変更を極力少なくする。</p> <p>（理由） 確定拠出年金導入時はともかく、導入以後にグループを構成する各事業所が自らのニーズに沿って規約変更を行なうことができず、規約を少しでも変更する場合には、実施事業所ごとに労使合意が必要となるのは事務手続上、非常に煩瑣で、多大な労力と時間を要している。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	確定拠出年金法第5条		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局企業年金国民年金 基金課

企業年金（12）	代行停止期間中における厚生年金基金の権利義務移転の容認【新規】		
規制の現状	<p>代行停止期間中（将来分の返上から過去分の返上までの期間）の厚生年金基金については、権利義務の移受管は不可能となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 代行停止期間中においても、加算部分については権利義務承継を可能とすべきである。</p> <p>（理由） 代行停止期間は、現状1年以上が想定されており、事業再編等のスピーディーな実施を阻害するおそれがある。 特に複数企業からの分社による新会社設立等に当たっては、元会社の年金制度の状況の組み合わせにより、新会社の年金制度立ち上げに相当期間を要することになりかねない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等			
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局企業年金国民年金 基金課

企業年金（13）	厚生年金基金の代行返上に伴うプラスアルファ支給分の一時金支給の容認【新規】		
規制の現状	<p>確定給付企業年金法の施行により、厚生年金代行部分の返上が可能になったが、プラスアルファ支給分については一時金として支給することが認められていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 代行返上した基金において、プラスアルファ部分に関して、一時金支給を認める。その場合、給付減額とはみなさない取扱いとする。</p> <p>（理由） プラスアルファ部分は代行部分があることに基づく制度設計の要件であり、代行返上後についてはその意義が不明確である。 また、プラスアルファ部分の給付額は少額であり、特に加算非適用者はプラスアルファ部分のみ加入することになってしまうが、勤務期間が比較的短く、事務コスト等を考慮すると、プラスアルファ部分の廃止を選択肢として検討せざるを得ない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>厚生年金保険法第 130 条 確定給付企業年金法第 29 条</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局企業年金国民年金 基金課